

# 日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、日常生活を営む上で必要な福祉サービスを自分の判断で適切に利用することが難しく、かつ本事業の利用意思がある方を対象とします。情報提供や利用についてのお手伝いを基本サービスとして、これに付随する日常的金銭管理や、書類預かりなど、できるだけ不安の少ない生活を送れるよう援助します。

〈援助内容〉

## 1 基本サービス 福祉サービスの利用援助

- ①福祉サービスの利用または利用をやめるために必要な手続き
- ②福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ③福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ④日常生活に必要な事務手続き（郵便物や通知の確認など）

## 2 付随サービス 日常的金銭管理サービス

- ①日常的な生活費の払戻し、預入などの手続き
- ②医療費や公共料金、家賃などの支払い、口座引き落としの手続き
- ③年金や福祉手当などの受領に必要な手続き

## 3 付随サービス 書類等の預かりサービス

貯金通帳・年金証書・権利証・契約書類・印鑑等、金融機関の貸金庫に大切な書類等をお預かりします。

※本事業は『契約』に基づきサービスが提供されるため、契約締結能力（具体的な援助内容の理解力）が必要です。

※医師による認知症の診断や、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

※「在宅で生活している方」「在宅で生活する予定の方」が対象です。

本事業は「福祉サービスの利用援助」の利用が原則であり、「日常的金銭管理サービス」や「書類等の預かりサービス」は不随するサービスです。

※付随サービスのみを利用することはできません。

〈利用料〉

契約後の援助については1,000円／回となります。（生活保護を受けている方は無料）ただし、書類等の預かりサービスについては別途費用がかかります。

【相談窓口】◆ 伊東市社会福祉協議会（☎36-5512） 伊東市桜木町二丁目2番3号